



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

# LT GROUP

2020年2月28日

LT会報第20-7号(総第201号)

LTグループ

## 新型コロナウイルスに関する不可抗力事由の証明発行について

新型コロナウイルスによる肺炎(以下、「新型コロナウイルス」)の中国での感染拡大から一ヶ月がたち、状況は依然として厳しい湖北省を除き、その他の地域では初歩的に感染の制御がみられ、中央と地方政府の相次ぐ通達により、産業活動の再開も積極的になってきています。

2月23日、国家主席習近平は新型コロナウイルスの中国経済に与える影響について、「経済に大きな衝撃を及ぼすことは避けられない」と述べました。感染拡大は初歩的に制圧できても、経済への衝撃の結果は徐々に現われることになるでしょう。

最近、今回の新型コロナウイルスの影響により、契約上の違約行為が発生した際の不可抗力事由の証明について、お客様から御相談を受けました。

弊社が上海市、江蘇省蘇州市、広州市の三地域で確認した内容につきまして、Q&Aの形でポイントをまとめましたので参考にいただければ幸いです。詳細につきましては、其々の担当機関にお問い合わせください。

### **Q1: 不可抗力事由の証明とは何ですか？**

A1: 不可抗力事由の証明とは、民事証明分野における事実証明行為であり、指定機関が申請人の申請に応じて、不可抗力に関する事実を証明するものです。下記「新型コロナウイルスの事実証明」と称します。

### **Q2: 新型コロナウイルスの事実証明を申請すれば、責任の減免を主張できますか？**

A2: いいえ。

新型コロナウイルスの事実証明は、企業として適法に違約責任を減免できる重要な証明書類に過ぎず、証明した客観的事実は具体的な契約の履行において、不可抗力免責事由となるかどうかは、具体的な状況に応じて判断されます。企業が新型コロナウイルスの影響で、契約義務を履行できない、或いは履行できなくなった場合、契約の相手方に速やかに連絡し、双方が被るであろう損失を軽減し、また合理的な期間内に証明を提出しなければなりません。

### **Q3: 新型コロナウイルスの事実証明を発行できる機関は？**

A3: 上海市：上海市国際貿易促進委員会  
江蘇省蘇州市：中国国際貿易促進委員会蘇州市委員会  
広東省広州市：中国国際貿易促進委員会広州市委員会  
⇒中国貿易促進委員会(中国貿促会)及び各地の授権機関

### **Q4: 新型コロナウイルスの事実証明はどうやって申請しますか？**

A4: 専用のホームページ(中国貿促会商事認証HP)が設置されています。

<http://www.rzccpit.com>

オンライン申請手順：個人アカウントを作成→“個人センター”ページから、企業情報を入力→商事証明書に基本情報を入力→所要時間→添付書類“新型コロナウイルス肺炎事実証明→認証種類“新型コロ



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT GROUP

---

---

“新型コロナウイルス肺炎事実証明書” → 証明書類をアップロード → 書類受領方法を選択 → 申請完了

**Q5: 新型コロナウイルス肺炎の事実証明の申請手続きに、必要な証明書類とは？**

A5: 基本必要書類は下記のとおり。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

1. 企業の所在地政府、機関が発行した証明書/公告通達
2. 陸海空の運行延期、運行取り消し等の通知/証明
3. 貨物輸出売買契約書、貨物シッピング協議書、貨物輸送代理協議書、税関申告書等
4. 企業の営業許可証のコピー
5. その他提出可能な資料書類

**Q6: 新型コロナウイルス肺炎の事実証明の申請件数はどうやって決めますか？**

A6: 新型コロナウイルス肺炎の事実証明の申請は、原則として履行を阻害された一通の契約につき、一件或いは一件以上の証明書を申請します。仮にN通の契約の相手方が同一相手であれば、契約相手の同意を得られた場合、一件の証明書の発行も可能です。特別な必要がある場合、契約の相手及び発行機関の担当者と相談して申請件数を確定することもできます。

**Q7: 新型コロナウイルス肺炎の事実証明の申請に費用はかかりますか？手続き代行に委託することはできますか？**

A7: 中国貿促会及び各地の授権機関では無料で証明を発行しています。また、企業は必ず自身で登録、手続きをしなければならず、代理申請をすることはできないとしています。

以上